

公立大学法人秋田県立大学平成19年度年度計画

(目 次)

I	大学が行うサービスに関する目標を達成するためにとるべき措置	…	3
1	教育に関する目標を達成するための措置	…	3
	(1) 学生の受け入れに関する具体的方策	…	3
	(2) 教育方法・実施体制・学生支援に関する具体的方策	…	4
	① 教育方法・実施体制	…	4
	② 学生支援	…	7
	(3) 教育の成果に関する具体的方策	…	8
	① 育成される人材	…	8
	② 育成した人材の行方	…	9
2	研究に関する目標を達成するための措置	…	9
	(1) 研究方針に関する具体的方策	…	9
	(2) 研究体制に関する具体的方策	…	10
	(3) 研究成果と評価に関する具体的方策	…	11
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	…	11
	(1) 産業振興と知的財産に関する具体的方策	…	11
	(2) 教育機関に関する具体的方策	…	12
	① 高等教育機関との連携	…	12
	② 教育現場との連携	…	12
	(3) 地域社会に関する具体的方策	…	12
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	…	13
1	運営手法に関する目標を達成するための措置	…	13
2	評価結果の業務への迅速な反映に関する目標を達成するための措置	…	13
3	組織等の見直しに関する目標を達成するための措置	…	13
4	実績に基づく評価に関する目標を達成するための措置	…	14
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	…	14
1	自己財源の確保に関する目標を達成するための措置	…	14
2	経費の節減に関する目標を達成するための措置	…	14
3	資産活用に関する目標を達成するための措置	…	14
IV	教育・研究及び組織運営に関する自己点検評価等に関する目標を達成 するためにとるべき措置	…	15

1	自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置	…	15
2	説明責任に関する目標を達成するための措置	…	15
V	その他業務運営に関する重要事項	…	15
VI	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	…	16
1	予算	…	16
2	収支計画	…	16
3	資金計画	…	17
VII	短期借入金の限度額	…	17
VIII	重要な財産の譲渡等に関する計画	…	17
IX	地方独立行政法人法施行細則（平成16年度秋田県規則第5号）で定める 業務運営に関する事項	…	18
1	施設及び設備に関する計画	…	18
2	人事に関する計画	…	18

I 大学が行うサービスに関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の受け入れに関する具体的方策

[学士課程]

(県内外からの学生の受け入れ)

1) 学生の受け入れに関する大学方針の周知

- 教育の方針と実践及び成果に関して各種メディアを通じて広報し、周知徹底を図る。
- オープン・キャンパスや大学祭等の大学開放を通じて、県内はもとより訪問可能な地域の高校生等に大学生生活を模擬体験する機会等を提供する。
- 県内を中心に本学の教育研究を公開講座や大学説明会等で積極的に紹介する。大学説明会については、県外において県内他大学と共同開催する。

2) 学生の受け入れのための具体的措置

- 平成19年度入学試験の結果を分析し、入学試験会場の配置について検討し、20年度入試の会場を決定する。
- 意欲ある優秀な学生を受け入れるため平成18年度に特待生制度を設けたが、関係機関への周知に一層努める。
- 意欲ある優秀な県内学生を受け入れるため、各種の推薦制度等を実施する。
- 高校教育と大学教育の連携について、特任教員の活用等により出前講義の充実に努める。
- 進学実績等を勘案した高校訪問を実施し、特に隣県等への高校訪問を充実させて大学説明を積極的に行い、入学希望者の増加を図る。
- 高校の進学指導担当者等に本学への理解を深めてもらうため、高校訪問やホームページの活用等により本学の施設や教育現場の見学、体験等を働きかける。

3) その他の学内措置

- 受験をめぐる各種情勢を的確に分析するとともに、入学時・入学後の成績を系統的に分析し、その結果を学生確保に反映させる仕組み作りの検討を始める。
- 意欲のある優秀な学生を広く確保するため、入試担当部署の整備について検討を始める。

(多様な入学機会の確保)

- 1) 他大学等の学生に、編入学制度による本学への入学機会を提供する。
- 2) 海外の大学等との大学間協定や部局間協定の締結を促進し、本学の学士課程入学のための受け入れ体制と条件整備について、検討を始める。

[大学院課程]

- 1) 大学院教育の方針と実践及び成果について各種メディアを通じて広報し、周知を図る。
 - 2) 優秀な学生に対する特待生制度を平成18年度に創設したが、これにより大学院への進学を支援する。
 - 3) 海外の大学等との大学間協定や部局間協定の締結を促進し、本学の大学院課程入学のための受け入れ体制と条件整備について検討を始める。
 - 4) 社会人大学院学生の就学を助けるため、集中講義の実施などの条件整備について検討を始める。
- (2) 教育方法・実施体制・学生支援に関する具体的方策

①教育方法・実施体制

[学士課程]

1) 科目編成方針

- ア) 各科目の目的と位置づけを明確にするため、各学部各学科において科目編成に係る検討を進める。
- 科目編成は、教養基礎教育科目(教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、情報科学科目)、専門基礎科目(数学、物理、化学、生物等の専門の基礎となる講義及び実験)、専門科目(それぞれの専攻分野に特有の講義及び実験・実習・演習)、その他に分類する。
 - 各科目の目的と位置づけに則り、各科目の内容及び成績評価基準策定の作業を行う。
 - 各科目は原則として半年単位で実施するが、通年講義を設定する等、必要に応じて柔軟性のある編成について検討する。
 - 教育職員免許状の取得に必要な科目を開設する。また、放送大学及び単位互換制度を積極的に活用することにより教育の充実を図る。
 - 学生間の学力格差に対処するため、物理、生物等の基礎講座の充実に努める。
- イ) 各学部において決定した科目編成の責任者を通じ、その科目の中で身に付けさせるべき内容を明確にし、次年度のシラバスに反映させる。
- 教養基礎教育科目は幅広くバランスの取れた科目構成とし、的確な倫理観・職業観の涵養に資するよう配慮する。
 - 専門科目の内容は最新の社会動向に沿って適宜改訂する。
 - 教育効果を把握し、カリキュラムを柔軟に見直す。科目の改訂などは、入学年度の異なる学生間で格差、不利益を生じないようにする。
- ウ) アグリビジネス学科では、プロジェクト教育の場となるフィールド教育研究センターの施設・設備の計画的整備を推進する。

- エ) キャリア形成教育を実施するため、プロジェクトチームを立ち上げ、教育プログラムについて検討する。
- オ) 少人数教育の利点を最大限活用し、より実践的な教育を充実させる。
- 実験、演習、実習科目を通じて得た知識を活用し、発展させる能力の向上を図る。
 - ディスカッション能力、コミュニケーション能力の育成・向上に資する科目編成を検討する。
 - 卒業研究を通じて、実際の問題に取り組むことを体験させ、専門知識と技術を融合する力を身につけさせ、教員とのディスカッションを通じてコミュニケーション能力を身に付けさせる。
 - インターンシップの受入先の新規開拓を行うとともに、インターンシップ制度を学生に広く周知し、参加学生の増加を図る。
 - 学生自主研究を通じて得た知識や技術で、問題発見、解決能力を早期に習得できる教育を行う。
 - 学内、学外の研究交流会等に学生の積極的な参加を推奨する。これに伴う金銭的支援について、検討を始める。
- カ) 科目充実のためのその他の施策
- 遠隔講義のあり方について検討する。
 - 放送大学との単位互換制度やコンソーシアムあきたが県内他大学と実施している単位互換制度を学生に周知し、積極的な活用を呼びかける。
 - 特徴のある教育体系を構築するための検討組織の立ち上げを検討する。
- 2) 学士課程教育における履修体制の整備拡充
- 学生の履修登録に向けてオリエンテーションを実施し、自ら履修計画を立てられるようにする。
 - シラバスについては内容を検討し、学生が活用しやすいものになるよう見直しを進める。
 - 学期中は毎週一回、全教員がオフィスアワーを引き続き実施するとともに、専用の時間枠の設置についても検討する。
 - 一般教養や手薄な分野に関する書籍については教員、学生の要望を取り入れながら整備を推進していく。
- 3) 教育内容の持続的改善のための方策
- 科目の内容及び実施状況が適切であるか検証し、改善に反映させる体制を整備する。
 - 学生に対して授業アンケートを実施し、その結果を授業の改善に反映させる。
 - 教員の教育技術・学生指導技術の向上を図ることを目的とした講習会等の開催を計画するとともに、推進主体としてのFD組織の機能・権限強化等のあ

り方を検討する。

- 教育効果の判定の効率的な実施方法について検討を行う。
- 各種ハラスメントを防止するため、教員に対して研修を実施する。

4) 教育成果の保証に関する施策

- 平成20年度の科目編成の変更に合わせ、科目に応じて、その目的と成績評価基準及び単位認定基準を明示し、公表する準備を引き続き行う。
- 専門基礎科目及び語学については、成績評価結果を点検する内容及び体制のあり方を検討する。
- 上記以外の教養科目と専門科目については、その科目の目的にあった成績評価が行われているか、点検する体制のあり方について検討する。
- 学士課程教育の仕上げとして、卒業研究における論文作成、発表を審査する。

5) 教育資源の有効活用のための施策

- 平成20年度の科目編成に合わせ、全学が協力して柔軟かつ効率的に教育に取り組める体制の構築を進める。
- 複数の教員が共同して実施する科目については、専門、適性を考えて、科目ごとに責任者を決め、実施チームを編成して授業を行う。

[大学院課程]

1) 高度の専門知識とその応用活用能力及び学ぶ力を習得させるための施策

- 高度専門職業人(前期課程)及び高度技術研究者(後期課程)の教育にふさわしい研究業績又は実務経験を有する人材を充てるため、大学院担当教員の資格審査体制を確立する。
- 平成20年度の科目編成の変更に際して討論型・対話型の科目、演習形式の科目を積極的に導入するための検討を行う。
- 学生の研究に際して、学内の施設・設備を有効活用できるように、教員相互の協力体制を構築する。
- 学会への参加の他、論文公表など、学外への成果発表を積極的に行わせる。
- 図書館の専門学術雑誌の整備を継続していく。
- 大学院学生の学会への参加旅費などの経費について引き続き支援する。
- 学生参加型の学内交流会等の検討を行う。

2) 各研究科の内容及び定員等の見直し

大学院各研究科では、平成19年度入試の結果を踏まえ、専攻の内容及び定員等を柔軟に見直す準備を行う。

② 学生支援

1) 学業支援体制

- 担当教職員の間で学生の学業について必要な助言や指導を行う体制の構築を引き続き進める。
 - 学生が勉学について相談しやすい環境を整備するため、毎週一回、全教員がオフィスアワー専用の時間帯を設けることを検討する。
- 2) 専門職員
- 平成18年度に秋田キャンパスに配置したスクールカウンセラーに引き続き、本荘キャンパスにも臨床心理士などの専門資格を有するスクールカウンセラーを配置し、お互いに連携を取りながら、また、教職員と一体となってより利用しやすい相談窓口を提供する。
- 3) 学部学生支援
- ア) 生活支援
- アルバイトや住居の情報提供について、地元の関係者・業者の協力を得て今後も取り組む。
 - 財団法人日本学生支援機構が実施している奨学金支給制度の周知を図る。また、授業料減免制度の見直しの検討を始める。
- イ) 健康支援
- 定期健康診断と放射線を扱う学生を対象にした健康診断を実施する。
 - 定期健康診断結果に基づき、食生活・生活習慣の改善を要する場合は、個別の健康教育を行う。また、食生活・生活習慣に関する注意事項を周知する。
 - 緊急時や疾病の発生防止について、地元医療機関と連携し、迅速な対応や疾病予防に努める。
- ウ) 精神面の支援
- 学生支援に関してはスクールカウンセラーを中心に教職員、さらには地域医療機関の専門医師と連携しながら、学生自らの解決能力育成を目指す。
 - 学生に学内のハラスメント相談組織体制を周知し、事例があれば気軽に相談できるようにする。
- エ) 地域活動の支援
- 学生の地域との連携事業を積極的に支援する。
 - 学生と地域とが交流できる事業について検討する。
- 4) 大学院学生の支援
- 学部学生の支援策に加えて、以下の支援策を充実する。
- 大学内で教育補助員(TA)として働ける体制を維持し、体制の見直しを図る。
 - 平成18年度に創設した「特待生制度」を周知し、学生の一層の学習意欲を喚起する。
- 5) 平成18年度に創設した「生涯学生制度」を卒業生等に周知し、積極的な制度利用を促す。

(3) 教育の成果に関する具体的方策

① 育成される人材

[学士課程]

1) 問題発見・解決能力

- 平成20年度の科目編成の変更に際して、学生が幅広く科目履修できる教育体制を整え、教養基礎教育科目、専門基礎科目及び専門科目を適切に配置するよう努める。
- 開学以来本学が積極的に取り組んできた1、2年次の学生を対象とした学生自主研究制度を継続し、学生の知的好奇心を喚起する。
- インターンシップ受入先企業に対し、知識、技術、仕事への理解及び人との付き合い方を習得できるような実習を依頼するとともに、事前講習において、学生に対しインターンシップの目的を明確にさせる。
- 卒業研究の取り組みに際し、専門分野での教育を通じ、より幅広い問題解決能力を養う。

2) コミュニケーション能力

- 少人数教育の利点を活かし、教員と学生並びに学生同士が討論することにより、論点を整理し自己表現する能力を養う。
- キャリア開発講座として、キャリアデザインをしながら、自己分析の方法、表現力、コミュニケーション能力を身につけさせる講座の実施に向けた取り組みを行う。
- 学生が教員との進路相談を通じて、自分の考えを整理し相手に伝え、相手の意見を理解する能力を深める。

3) 教育の成果の評価

卒業研究における論文の作成、学科内での発表及び質疑応答を審査し、創造的能力を評価する。

[博士前期課程]

1) 高度専門職業人の育成

学会での発表を目指して研究テーマに取り組むことで、深い専門知識と技術を統合し応用する能力を養う。

2) 教育の成果の評価

博士前期課程在籍中に学会発表を奨励し、修士論文を評価する。

[博士後期課程]

1) 高度技術研究者の育成

査読付き専門誌への公表ができる研究テーマに取り組むことで、課題に見合った解析手法を構築し、新たな研究課題を見いだす力を養う。

2) 教育の成果の評価

博士後期課程在籍中に、査読付き専門誌への発表を奨励し、博士論文を評価する。

②育成した人材の行方

1) 就職支援を担当する部門を設置する。

- 学生の就職希望の業界を把握しながら、中期目標に挙げられた分野を中心とした就職先の開拓を引き続き行っていく。
- 秋田県内企業に対し、早期の求人を機会あるごとに依頼するとともに、企業訪問等において本学が送り出せる人材についてのPRを積極的に行っていく。
- 学生の特性に配慮した就職ガイダンスを引き続き行う。
- 低学年からのキャリア形成を支援するため、1年生を対象としたキャリア開発ガイダンスを実施する。
- 担当教員との連携により情報を共有し、学生の希望に沿ったきめ細かな指導を行っていく。
- 本荘キャンパスにキャリア・カウンセラーを起用し、学生に対しきめ細やかな進路指導を行っていく。

2) 進路指導を充実させるため、進路指導担当教員に対し、定期的に学生の就職・進学状況を説明するとともに、進路指導に対する教員の共通認識を図る。

3) 卒業生に対する所属事業所の満足度や、目標とする人材の育成成果を検証するため、企業訪問等の機会を利用し卒業生が就職した事業所から情報収集を行い、その結果を今後の教育に活かすための検討を行う。

4) 平成20年3月卒業の学生に対し、卒業直前に進路支援全般に関するアンケート調査を実施し、今後のキャリア開発に活かす。

5) 卒業生の仕事内容、処遇などの職場状況の把握の方法について検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究方針に関する具体的方策

個々の教員の専門知識及び能力を最大限に活かせる研究体制・評価システムを構築した上で、以下の措置を講じる。

1) 地域との交流の促進

- 地域のニーズに対応するプロジェクトや、「秋田菜の花ネットワーク」など地域の研究会活動を支援する。
- 秋田県や県内自治体、NPO並びに産業界と連携し、基礎研究、応用研究、実用化研究を推進する。

- 2) 教育活動に反映可能な研究
 - 研究テーマの選定にあたっては、教育との関わりを念頭に置き、高度専門職業人の育成につながる研究を推進する。
 - 研究実施にあたっては、学生の意欲的な参画により、能力向上や将来の仕事への取組み方を修得させるように努める。
- 3) 知的財産の創造と活用
 - 地域共同研究センターに専門職員を配置して、知的財産獲得意欲を啓発するとともに、知的財産の創造と利用促進に努める。
- 4) 研究資源の有効活用
 - 関係機関及び学内の部局間の研究交流を推進し、大学の特色を生かした研究テーマの策定・推進を進める。
 - 国の各省庁、自治体、国内外の大学、各種研究機関や産業界との連携を深めて研究開発を活発化する。
- 5) 国際交流の推進
 - 国際的な学会に積極的に参加し研究発表するとともに、共同研究を奨励する。
 - 大学間・部局間協定締結校の質量ともに向上を図り、国際的な研究の発展を図る。
- 6) 研究上の倫理性、安全性の確保
 - 研究活動に係る倫理性を審査する組織を立ち上げる。
 - 現在実施されている安全管理を充実する。

(2) 研究体制に関する具体的方策

- 1) 研究活動は、学士課程教育及び大学院課程教育と密接不可分に関連しており、教育内容と研究内容との整合性に留意しつつ、次の措置を講じる。
 - 各部局及び大学院各研究科では、大講座制や流動的研究グループのメリットを生かした研究推進体制を構築し、教育研究活動の活性化に努める。
 - 若手教員の教育研究能力及び資質向上のため、任期付在職者を対象としたサバティカル制度や国内外教育研究機関への留学等の研修制度の導入を検討する。
 - 地域の企業等との共同研究の推進を図るため、他機関のコーディネーターとの連携も図り地域共同研究センターのコーディネート機能を一層強化する。
- 2) 研究予算について以下の事項に留意して配分のためのルール作りを行う。
 - 研究の活動状況について明確かつ公平な評価基準を設定し、評価結果を反映した研究費の配分を行う。
 - 学内の競争的資金及び外部資金の獲得時には、任期付き研究員やポストクの採用枠を確保するように努め、研究支援体制を確立する。

- 3) 外部資金については、各省庁の各種補助金、民間企業からの奨学寄附金等の確保に努める。
- 4) 競争的研究資金への応募者に対してもインセンティブを与えるような評価制度を構築する。
- 5) 地域共同研究センターを中心として公設試験研究機関や企業との連携を進める。
 - 学内研究費に公設試験研究機関連携枠を設け、共同研究体制を整備する。

(3) 研究成果と評価に関する具体的方策

- 1) 次の事項について特に積極的な発信を行い、大学の知名度向上に結びつけるとともに、地域産業の活性化及び優秀な人材の確保に寄与するよう努める。
 - 教員個人の研究活動（公表論文・特許取得状況等）についてとりまとめを行い、ホームページ等を通じて公表する。
 - 学術賞等の獲得については随時公表し、社会への発信に努める。
 - 知的財産の管理・取扱いについて地域共同研究センター内に体制を構築する。
- 2) 各研究テーマについて研究計画を作成し、その達成度に基づく適正な研究評価を行い、研究推進の指標として活用するとともに、学内外での研究交流、共同研究を進める。
- 3) 研究の評価基準は、先端性、独創性、社会貢献性の他、教育への活用に留意したものである。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産業振興と知的財産に関する具体的方策

- 各部署の独自性や特徴を活かした地域や企業との連携及び支援活動を推進する。なお、木材高度加工研究所は、県内の関連行政機関と連携をとりながら、技術相談・受託試験等を通じた企業に対する技術支援を行うとともに、共同研究や共同開発を推進する。
- 地域共同研究センター内に知的財産管理組織を設置し、知的財産の一元的な管理を推進する。
- 地域共同研究センターを中心に産学官コーディネート機能を一層充実することによって、大学のシーズと地域や企業のニーズとの多様な出会いを作り出し、共同研究や新規事業の創出に努める。
- 県内の大学、工業高等専門学校及び公設試験研究機関の研究者同士の緊密な交流の場をつくり、研究情報の効果的交換による研究の進展を図る。そのため、地域共同研究センターの「知の種苗交換会」事業を充実させる。
- 共同研究、受託研究の手続きを極力簡素化し、地域企業からの要望に迅速か

つ柔軟に対応できる体制を整える。

- 産業振興の支援にあたっては、関係諸機関との連絡、協力関係を保ち、それをより緊密にするように努める。

(2) 教育機関に関する具体的方策

① 高等教育機関との連携

- 県内の国公立大学等と遠隔授業について検討する。
- 他大学等との情報交換や大学コンソーシアムによる連携講座等の共同事業の推進を図る。

② 教育現場との連携

- 教員が高校生向けに開く大学コンソーシアムによる高大連携授業や出前講義に積極的に協力するとともに、それらを通じて高等学校の理系教員との連携を進める。
- 高校生や中学生の大学見学を定期的実施し、研究室の公開等を通じて学習意欲の向上や進路の選択を支援する。

(3) 地域社会に関する具体的方策

- 地域共同研究センターに窓口を設置して、地域住民の技術相談並びに“ものづくり”や“安全・安心な生活を送ること”に必要な知識の獲得・活用を支援する。
- 県内図書館との連携の可能性を含め、図書・情報センター等施設の利用について引き続き調査する。
- 地域からの求めに応じて、地域の問題解決の取り組みに積極的に参加する。
- 自治体などが主催する各種委員会等への参加、企業などによる研修への講師派遣等を通じ、地域の振興に積極的に参画する。
- 公開講座は、従来の開催頻度を維持しつつ、座学中心の開催スタイルを改め、更に開催場所を大学の外に求めて、参加しやすい公開講座を目指す。社会人も受講しやすい時間帯の開催等に努める。
- 公開講座のほかに、著名人を講師に招いての中高生や一般県民を対象とした公開講演会やシンポジウムを積極的に開催するとともに、大学コンソーシアム及び生涯学習センターの事業に協力する。
- 科目等履修生・聴講生の受け入れを促進するとともに、大学院における社会人再教育を推進する。
- コーディネート機能を発揮して各部局それぞれの専門分野での地域の研究ニーズ・シーズの把握・発掘に努める。
- 研究に関する地域のニーズに沿った研究・共同事業及び地域のシーズを生かす研

究・共同事業に積極的に取り組むとともに、得られた研究成果の地域への還元を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営手法に関する目標を達成するための措置

- 経営協議会における学外委員の意見を積極的に取り入れ、速やかに法人運営に反映する。
- 役員と部局長・学科長の責任と権限について周知し、教育研究協議会等を通じて、迅速かつ効率的な大学の運営を行う。
- 自己点検評価の結果を勘案したうえで各部局の方向性について検討し、減り張りのある人員配置及び予算配分を行う。

2 評価結果の業務への迅速な反映に関する目標を達成するための措置

- 法人評価の結果を受けて、各部局の達成目標及び評価方法の策定を行う。
- 部局及び本部ごとに評価・点検項目を明示し、具体的な改善目標を各部局及び本部に伝達する。
- 各部局の活動状況を積極的に公開し、地域との意見交換を行う場を設け、教育研究内容の見直しと、研究成果の地域への普及を図る。

3 組織等の見直しに関する目標を達成するための措置

- 社会の要求に対応した大学のあり方について、既に設置している経営協議会、教育研究協議会及び役員会等で点検する。
- 本学の教育実態に応じた人事制度となるように、常に見直し及び改善に努める。また、プロパー職員の研修やジョブローテーションの制度を検討する。
- 弾力的勤務形態の適正な運用や更に兼職・兼業の制限緩和の可能性について検討する。
- 能力を重視した公正な採用により、教職員の適正な雇用に努める。
- FD活動を充実させ、活性化する。
- 学生と教員の対話の場を設け、教育組織の定期的な点検を実施する。

4 実績に基づく評価に関する目標を達成するための措置

- 公平性や透明性が高い評価制度を構築するため、評価基準及び評価の反映方法の具体化に努める。
- 各領域に対して、評価者、被評価者双方がわかりやすい制度の具体化に努める。
- 部局等の特徴が反映されるようなウエイト付けを行い、多様性のある評価システムの確立を目指す。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己財源の確保に関する目標を達成するための措置

- 地域社会の要望に応じた有料の講習・研修制度の実施を検討する。
- 知的財産の適正な管理や積極的な公表により、企業等との連携を図り、技術移転を積極的に進めることにより特許、技術指導等の収入確保に努める。
- 各種研究助成金等の公募情報等を、組織としての確かつ迅速に把握・収集し、学内への周知を図って、外部資金の増加に努める。
- 産学官民連携を推進し、受託研究費や奨学寄附金等の外部資金の獲得に努める。
- 上記の施策をより一層推進させるため、地域共同研究センターのコーディネート機能を充実させ、産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究ニーズの掘起しを行う。

2 経費の節減に関する目標を達成するための措置

- 業務の外部委託、他大学との共同事務処理の検討を行う。
- 私立大学等の事務組織体制について調査を行う。
- 省エネルギーに対する意識啓発の継続とその実践に努める。

3 資産活用に関する目標を達成するための措置

- 施設・設備の共同利用の推進や施設の運営方法の改善を図り、効率的な運用に努める。
- 定期的な資産の点検及び評価を実施する。
- 講義室、講堂、屋外運動施設など需要の高い学内施設を中心に、開放の拡充、収益の増加を図る。

IV 教育・研究及び組織運営に関する自己点検評価等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価システムに関する目標を達成するための措置

- 自己点検評価委員会を組織し、経営協議会及び教育研究協議会の審議を通じて評価結果を大学活動にフィードバックする体制を構築する。

2 説明責任に関する目標を達成するための措置

- 各種パンフレットやホームページのさらなる充実を図るとともに、迅速な情報の発信に努め、県民や学生等への説明責任を果たす。
- 公開講座をはじめ、学部等において実施する研究成果発表会等を通じた情報発信に努める。
- 教育研究成果の活用状況について自己点検評価を通じて点検を行う。

V その他業務運営に関する重要事項

- 安全意識の高揚を図るための各種事業を実施するとともに、キャンパス安全衛生パトロールを強化する。
- 機器について現状を把握し中長期的な整備・更新計画を策定する。
- 各種施設、設備等についてキャンパス毎に、中長期的な整備・更新計画を策定し、順次実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4, 294, 971
授業料等収入	1, 094, 896
受託研究等収入	77, 200
その他収入	501, 457
計	5, 968, 524
支出	
教育研究経費	2, 143, 556
受託研究等経費	70, 182
人件費	3, 357, 430
一般管理費	397, 356
計	5, 968, 524

[人件費の見積もり]

期間中総額3, 357, 430千円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当並びに引継教員退職手当並びに法定福利費に相当する費用である。

2 収支計画

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	6, 949, 597
教育研究経費	1, 770, 945
受託研究等経費	70, 182
人件費	3, 357, 430
一般管理費	406, 944
減価償却費	1, 344, 096
収益の部	6, 949, 597
運営費交付金収益	4, 275, 721
授業料等収益	1, 094, 896

受託研究等収益	77,200
資産見返運営費交付金等戻入	11,493
資産見返物品受贈額戻入	1,332,603
雑益	157,684
純利益	0

3 資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	5,968,524
業務活動による支出	5,605,501
投資活動による支出	363,023
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	0
資金収入	5,968,524
業務活動による収入	5,967,024
運営費交付金による収入	4,294,971
補助金等による収入	368,503
授業料等による収入	1,094,896
受託研究等による収入	77,200
その他収入	131,454
投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,500

VII 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を5億円（運営費の月平均の1ヶ月相当額）とする。

VIII 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

IX 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

（単位：千円）

整備内容等	予定額	財源
農場暗渠設備整備	6,855	運営費交付金（6,855）
大潟キャンパス校舎改修工事費	297,023	施設整備費補助金（297,023）
フィールド教育研究センター施設整備費	46,750	施設整備費補助金（46,750）

金額については、見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加される場合がある。

2 人事に関する計画

（1）人事計画の方針及び人員に関する指標

1）人員計画

大講座制への移行を活かした柔軟な教員配置を行い、教育効果の向上に努めるとともに、人員の抑制を図る。

2）人事等に関する指標

教職員数 304人以内

（2）人材の確保に関する計画

教職員の人材確保においては、広く周知を図るとともに、評価制度や年俸制により評価結果が適切に反映される報酬制度を確立し、任期制の導入により終身雇用の弊害を回避し、優秀な人材の確保に努める。